

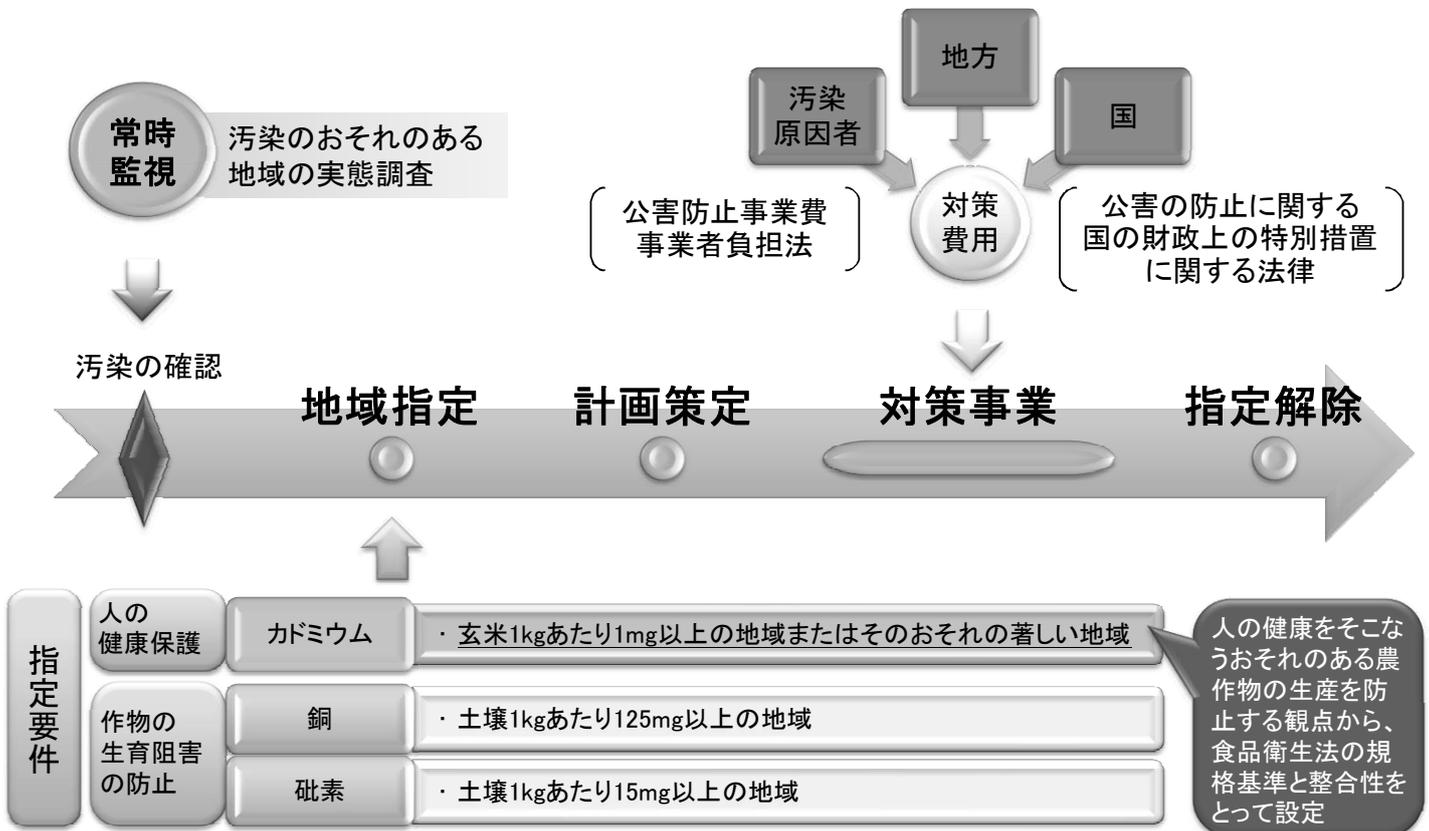
○「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」の概要

目的

- この法律は、農用地の土壌の特定有害物質による汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

仕組み

- 常時監視等により、汚染が発見された地域を都道府県知事が農用地土壌汚染対策地域として指定し、対策計画に基づき、客土等の対策を実施。
- 対策地域の指定要件は、「人の健康保護」(カドミウム)と「作物の生育阻害の防止」(銅・砒素)の2つの観点で設定。
- カドミウムに係る指定要件については、食品衛生法の規格基準(米について1.0ppm)と整合性をもって設定。
- 対策が完了した地域については、対策地域調査により対策の効果を確認し、地域指定を解除。



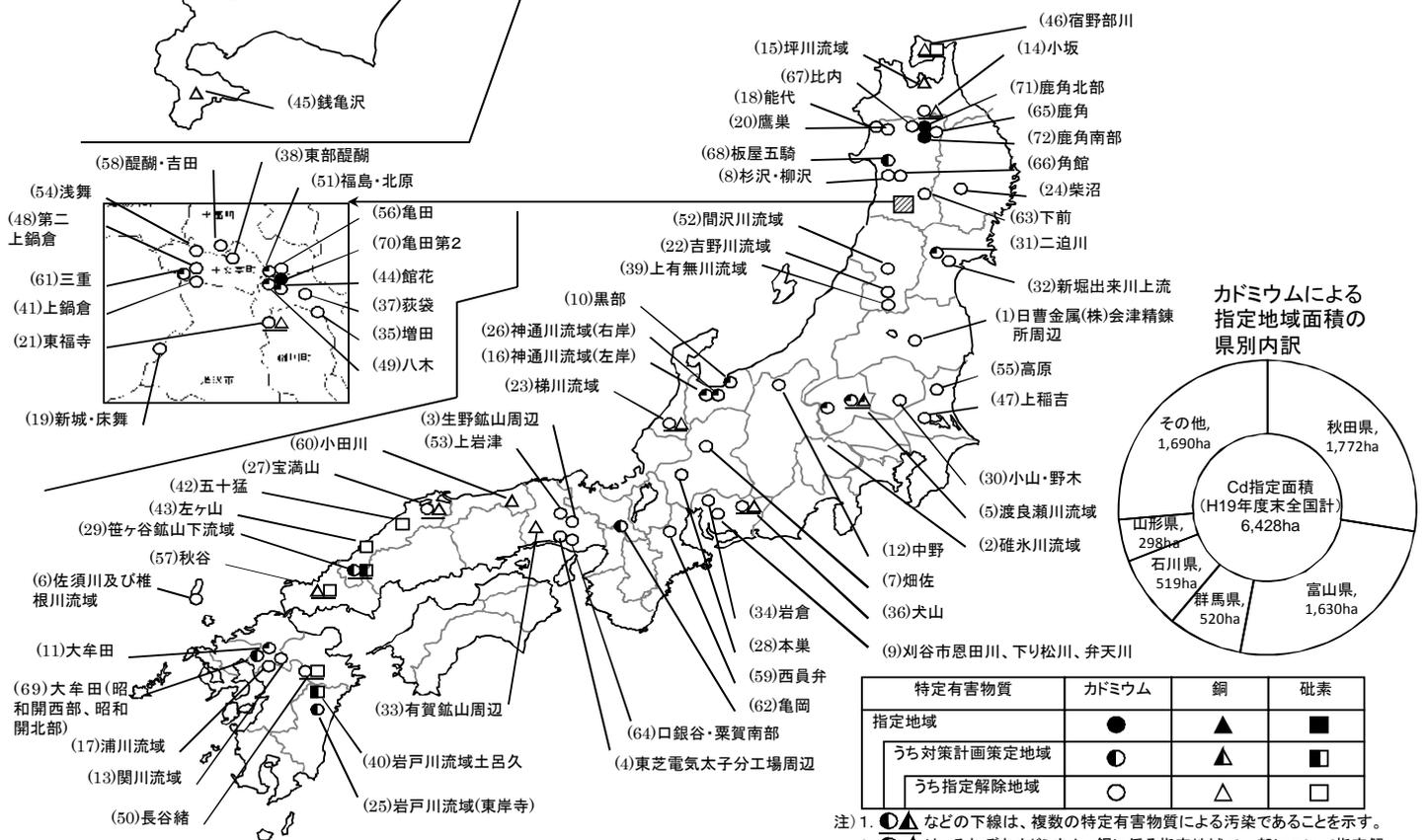
○ 平成19年度農用地土壌汚染防止法の施行状況について（概要）

平成19年度の法の施行状況の概要は以下のとおり(平成20年12月18日公表)。

(1) 概要

- 常時監視の結果、農用地土壌汚染対策地域の指定要件基準値以上の汚染はなかった。
- 平成19年度に新たに、農用地土壌汚染対策地域に指定された地域及び指定解除された地域はなかった。
- このため、平成19年度末現在で対策地域として指定された地域は累計で72地域、うち対策事業等がすべて完了したとして指定解除された地域は52地域、指定地域として現存している地域は20地域となっている。
- 平成19年度に新たに、農用地土壌汚染対策計画が策定された地域はなかった。
- 平成19年度末の対策事業等完了面積は6,544haであり、指定要件における基準値以上の特定有害物質が検出された、または検出されるおそれ著しい地域の87.4%が対策事業等を完了している。

(2) 農用地土壌汚染対策地域の分布

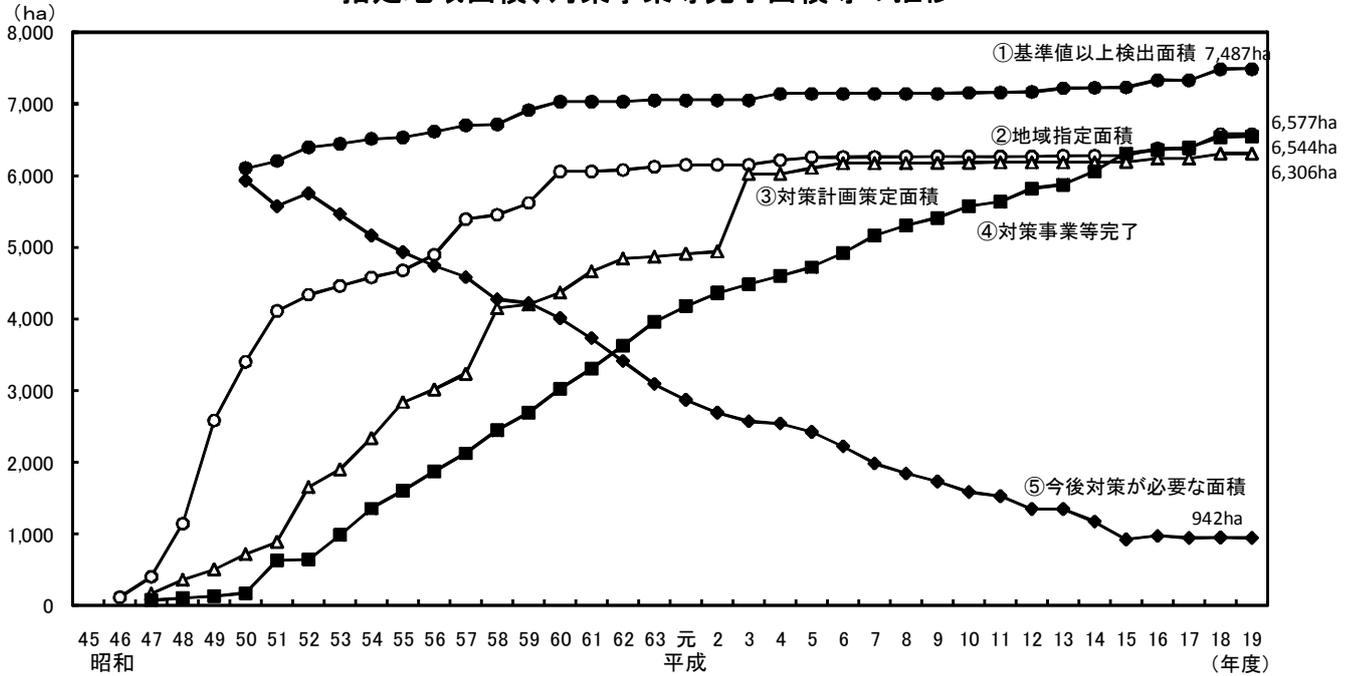


(3) 農用地土壌汚染対策の進捗状況

- 法の施行(昭和46年)後、数年の間に全国で盛んに調査が行われ、昭和60年までに現在の対策地域のほとんどを指定
- 対策事業はほぼ一定のペースで進捗しており、大半の指定地域で対策が完了

汚染物質別指定面積
 カドミウム：6,428ha
 銅：1,225ha
 ひ素：164ha
 (平成19年度末現在)

指定地域面積、対策事業等完了面積等の推移



(平成19年度末現在)

特定有害物質	①基準値以上検出等地域									
	②対策地域に指定された地域								⑨県単独事業完了等地域	⑩未指定地域
	③対策計画が策定された地域						⑦対策事業実施中地域	⑧対策計画未策定地域		
	④対策事業等が完了した地域		⑤指定解除地域		⑥未解除地域					
カドミウム	6,945 ha 96	6,428 ha 63	6,158 ha 61	5,723 ha 60	5,424 ha 55	299 ha 11	435 ha 12	270 ha 4	381 ha 52	136 ha 17
銅	1,405 ha 37	1,225 ha 12	1,225 ha 12	1,199 ha 12	1,169 ha 12	30 ha 1	26 ha 1	—	171 ha 25	9 ha 1
砒素	391 ha 14	164 ha 7	164 ha 7	164 ha 7	84 ha 5	80 ha 2	—	—	160 ha 7	67 ha 5
計	面積 7,487 ha	6,577 ha	6,306 ha	5,839 ha	5,559 ha	312 ha	435 ha	270 ha	705 ha	205 ha
	地域数 134	72	70	69	63	12	12	4	79	22
①対策事業等完了面積 (=④+⑨)									6,544 ha	
②対策進捗率 (=⑩/①×100)									87.4 %	

(上段：面積，下段：地域数)

- 注) (1)「基準値以上検出等地域」は、平成19年度までの細密調査等の結果によるものである。
 (2)縦の欄の面積、地域数を加算したものが、合計欄のそれと一致しないのは、重複汚染があるためである。
 (3)横の欄の地域数を加算したものが、合計及び「基準値以上検出等地域」と一致しないのは、部分解除した地域、一部対策事業が完了した地域等があるためである。
 (4)「対策計画策定地域の事業完了」は、国の助成に係る対策事業の面工事が完了している地域及び他用途転用面積である。
 (5)「県単独事業完了等地域」には、他用途転用面積及び営農管理等により被害が見られなくなった面積を含む。

○ カドミウムのリスク管理に係る国内外の動向について

(1) 国際的な動向

リスク評価

- ・ JECFAが、カドミウムの長期低濃度曝露による腎機能障害を防止する観点からリスク評価(理論モデル等)を行い、暫定週間耐受摂取量(PTWI)として7 μ g/kg体重/週を維持することを決定。(2003年)
〔 JECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)は、食品中の化学物質等についてリスク評価を行い、耐受摂取量(TDI、TWI)等を設定。 〕

コーデックス規格

- ・ コーデックス委員会において、穀物、野菜、海産物等について、「合理的に達成可能な範囲でできるだけ低く」との考え方(ALARAの原則)に立ち、各国の食生活や食品中のカドミウムの含有実態等を踏まえて基準値を検討。
- ・ 精米0.4mg/kg、小麦0.2mg/kg、根菜・茎菜0.1mg/kg等の基準値を決定。(2005～2006年)
〔 コーデックス委員会(FAO/WHO合同食品規格委員会)は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1962年にFAO及びWHOにより設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格等を設定。 〕

(2) 国内の動向

耐受週間摂取量

- ・ 食品安全委員会が、カドミウムの長期低濃度曝露による腎機能障害が生じないレベルとして、耐受週間摂取量を7 μ g/kg体重/週と設定することを決定し、厚生労働大臣へ答申。(2008年7月)

食品規格基準

- ・ 厚生労働省の薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会 食品規格部会において、コーデックス規格のある農産物・海産物等について、カドミウムによる汚染実態や国民の食品摂取量等を踏まえて規格基準の設定を検討を開始。(2008年7月)
- ・ 2009年の1月の同部会で、以下を内容とする部会報告案を了承。
 - ① 米(玄米及び精米)のカドミウム成分規格を0.4mg/kg以下に改正。
 - ② 米以外の品目については、関係者に対してカドミウムの低減対策を引き続き講じるよう要請するとともに、一定期間経過後にその実施状況について報告を求め、必要に応じて規格基準の設定等について検討。
- ・ 今後、規格基準の一部改正について、食品安全委員会への諮問一答申、食品衛生分科会答申、パブリックコメント、WTO通報等の手続きを経て、食品規格基準(厚生労働省告示)の改正が行われる見込み。

(参考) 農作物及び土壌中のカドミウムに係るリスク管理について

- 米については、規格基準の1.0mg/kg以上カドミウムを含有するものについて、流通段階での監視指導により、農作物中のカドミウムのリスク管理が行われている。
- 農用地の土壌については、常時監視等により汚染実態を把握し、指定要件に該当する農用地について、汚染の除去等の措置を行うことで、土壌中のカドミウムのリスク管理が行われている。
- なお、農作物のカドミウム低減対策として、産地段階での自主的な調査や、湛水管理をはじめとする吸収抑制対策等の取組も行われている。

